

れた情報をさらに第三者機関において収集・分析し、個別医療機関をこえた全体的な医療事故の実態を把握すること。

3) 全体的な医療事故の実態を、①公的な医療政策の形成、②医療関連業界の対応、③医療サービス市場への情報提供、などに有効に活用するなどである。

苦情処理・紛争処理に関しては、近時の本邦における医療不信と患者の権利意識の高揚と医療不信、医療関連訴訟（民事・刑事）の増大を考慮して、OPAやADRなどとの連携を視野にいれた制度基盤を拡充整備していくための有用な情報（苦情処理制度の構築において重要な要素として、例えば、スタッフなど人的資源についての情報、有効に機能するために対応する期間の上限を設けるなど迅速な対応を利用者に印象付ける方策を維持するなど）を提示できたと考える。医療事故に関わる患者の意識に関しては、患者の苦情に医療機関が適切に対応し、医事紛争の増大に歯止めをかけるためには、医療機関側が患者のニーズと意識の変化を十分に認識する必要があるが、本邦においては、これらの患者のニーズと意識についての実証的研究が、一部の先進的な取り組みを除いては、これまでほとんど行われてきておらず、医療における苦情対応・紛争処理

の制度・システムを構築するにあたって、基礎資料の不足が決定的なものとなっているが、本研究ではその基礎的作業として、先行研究のレビューに基づき、調査プロトコルの開発などを行った。これらの情報は、今後のさらなる本格的調査の基礎資料として活用が期待されよう。

詳細は、研究報告書に譲るが、より具体的には、今後の政策を検討して行くにあたっては、従来の議論で中心的であった規制型／市場型のアプローチに加えて、医療専門職による自律型のアプローチが重要である。また、リスクを低減させるためのコストにも着目し、医療における残留リスクと社会的許容性の問題をオープンに議論すべきであると思われ、特に、医療機関においては、内部監査(Audit)、品質保証(Assurance)、患者権利擁護(Advocacy)のための組織を強化していかなければならない。そのような取り組みが、患者の不信を低減し、卑近ながら訴訟のリスクの低減にも繋がりを明らかにしたので、そのような認識の広がりも期待できよう。

医療事故に対する法的責任との関連については、交通事故をめぐる紛争処理との比較から、民事責任においては、厳格責任による広汎な損害填補とそのための賠償資力の確保という政策命題を実行するために、包括的な損害賠償保障法および周

辺の法整備が重要であり、さらに、裁判外紛争解決制度(ADR)が発達していることによって、紛争の迅速処理が可能となっていることに鑑みると、医療においても、様々な差異は存在するにせよ、同種の制度の整備の検討が重要であることが明らかであるように思われる。同様に、交通事故においては、民事責任や刑事処罰とは独立に、多くの事件において免許保有者の質の維持と事故の再発防止の目的で独自の事実認定と処分が行われるが、再教育が重視されている。実際、そのような試みはすでにオーストラリアなどでは実現しており、そこから鑑みると、本邦においてもあながち非現実的とはいえないように思える。もし上記のような新たな制度整備を怠るとすれば、近時の患者側の医療不信の波におされ、医療事故をめぐる紛争処理にあたって過度に刑事的な規制に偏った形で、医療の安全も被害者の救済も十分なされない状況が続くことが懸念される。

まとめてみると、医療の安全対策の具体策として重要と考えられるのは、①免許制度の適正な運用、②患者の死因を解明し医療事故を公正中立な立場から評価する第三者機関の設立などを基軸として、医療事故の法的責任を再構築する必要がある。医療安全対策に医療事故

の情報がタイムリーに反映していくような事故報告制度を併せて整備していかなければならない。医療事故を起こした医療従事者の事後的(reactive)な処罰を重視するよりも、医療事故の原因を除去し医療従事者の質を確保して患者の安全を図るための予防的(proactive)な制度設計が必要である。わが国においても、来るべき公益開示者保護法制と、医療安全もしくは事故情報の報告との関係を考えていく必要があることを本研究では明らかにできたのではないかと考えている。

II. 各年度総括報告書目次

平成14年度・総括報告書

目 次

I. 総括研究報告

医療安全推進に関する法的問題に関する研究 児玉安司	1
------------------------------	-------	---

II. 分担研究報告

1. フランスにおける医療安全対策 山口齊昭 (資料) 年報医事法学18号	19
2. 英国における医療安全対策制度について 佐藤雄一郎	37
3. 日米比較考：過失による医療過誤に対する刑事的規則に関する研究 岩田太	45
4. 合衆国における医療事故をめぐる証拠の取り扱いについて：同僚審査の ための文書に対する証拠利用の禁止 (Peer Review特権) に焦点をあてて 岩田太	73
5. 医療安全に関する海外政策・施策動向 藤澤由和 (研究協力者)	77
6. オーストラリアにおける医療の安全推進と法的問題 峯川浩子 (研究協力者)	103

平成15年度・総括報告書

目 次

I. 総括研究報告		
医療安全推進に関する法的問題に関する研究	-----	1
岩田太		
II. 分担研究報告		
1. 医療安全と内部告発者保護－英国のとりくみ	-----	9
佐藤雄一郎		
2. 医療被害者救済制度に関する検討：		
わが国における構想とフランス新制度	-----	17
山口齊昭		
(資料) 賠償科学30号		
3. 日米比較考：過失による医療過誤に対する刑事的規則に関する研究		
岩田太	-----	43
4. 医療安全に関する海外政策・施策動向	-----	83
藤澤由和 (研究協力者)		
5. オーストラリアにおける患者の苦情処理		
－ヴィクトリア州を中心に		
峯川浩子 (研究協力者)	-----	107
6. フランスにおける医療事故対策		
－2002年「患者権利と保健システム・クオリティに関する法」をめぐって		
奥田七峰子 (研究協力者)	-----	127

平成16年度・総括報告書

目 次

I. 総括研究報告	
医療安全推進に関する法的問題に関する研究	1
岩田太	
II. 分担研究報告	
1. 医療被害者救済制度の各国比較：フランス制度と比較法的研究の紹介	7
山口齊昭	
2. 英国における医療安全対策制度について	29
佐藤雄一郎	
3. 患者満足に関する臨床情報提供のあり方に関する実証研究プロトコルの検証	43
児玉 安司	
藤澤 由和	
4. 医療安全に関する海外政策・施策動向	53
藤澤 由和	
5. オーストラリアにおける患者による苦情と医師に対する懲戒手続	55
岩田太	
峯川浩子（研究協力者）	
5. 医師に対する損害賠償請求と責任保険	121
峯川浩子（研究協力者）	
III. 研究成果の一覧表	129

著者名	タイトル	雑誌名	号:ページ	年
児玉安司	患者の安全をめざして	日本医師会雑誌	127 巻 10 号 1623 頁	2002
児玉安司	21 世紀の賠償科学(学会創立 20 周年を振り返って) (座談会)	賠償科学	No.28,3頁	2002
児玉安司	「医事訴訟における鑑定人への情報提供の在り方」	判例タイムズ	No.1128, 12頁	2003
児玉安司	医療安全対策の課題—米国のシステムを参考に—	自動車保険ジャーナル	No.1497, 2,4頁	2003
児玉安司	医師法 21 条をめぐって	臨床医	Vol30 No.5, 629頁	2004
児玉安司	医療安全対策と医療事故への対応	賠償科学	No.31, 31頁	2004
児玉安司	医療安全対策の課題—事故防止と事後対応	日本医学会シンポジウム記録集	127 回, 52頁	2004
山口齊昭	「医療事故被害者救済制度について」	賠償科学	30 号 53-68 頁	2003
山口齊昭	「医療事故と民事責任」	賠償科学	31号 13-30 頁	2004
山口齊昭	「フランスにおける看護システムとその日本への示唆」	賠償科学	28 号	2002
山口齊昭	「『患者の権利および保健衛生システムの質に関する法律』による医療事故等被害者救済システムの創設とその修正」	年報医事法学	18 号 205-211 頁	2003
佐藤 雄一郎	「イギリスの医療安全・補償制度」	押田茂實、伊藤文夫編『医療事故紛争の予防・対応の実務—リスク管理から補償システムまで—』(仮称)		(新日本法規、2005 年予定)
峯川浩子	オーストラリアにおける患者の安全と苦情処理	同上		同上
藤澤由和	「ニュージーランドの医療安全・補償制度」	同上	PP401~411	同上